

立教大学学術推進特別重点資金 (立教 S F R)

大学院学生研究

2016年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院 コミュニティ福祉学 研究科 コミュニティ福祉学 専攻		
研究代表者 (2017年3月現在のものを記入)	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
	コミュニティ福祉学研究科・コミュニティ福祉学専攻・博士課程後期課程3年	村本 宗太郎 印	
指導教員	所属・職名	氏名	
	コミュニティ福祉学部・教授	松尾 哲矢 印	
自然・人文・社会の別	自然 ・ 人文 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 社会	個人・共同の別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 ・ 共同 名
研究課題	学校運動部部員の体罰と指導行動への意識の変化に関する研究		
研究組織 (研究代表者・共同研究者) ※2017年3月現在のものを記入	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
	コミュニティ福祉学研究科・コミュニティ福祉学専攻・博士課程後期課程3年	研究代表者：村本宗太郎	
研究期間	2016 年度		
研究経費 (1円単位)	(支出金額) 200,000 円 / (採択金額) 200,000 円		

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究はスポーツ社会学の分野において、学校運動部活動において発生する、指導者から部員に対する体罰行為について、指導者や部員ら運動部当事者の考え方や性格ばかりに問題の所在を求めるのではなく、活動中に体罰が発生してしまう運動部の構造について着目し、その構造を読み解くことを目的とした研究である。

本研究では、部員側の視点から、運動部における指導者の指導行動と体罰に関する意識と、指導者との関係に着目して調査を行い、運動部の練習中に生じる暴力が指導の一環として許容される様相および、体罰を許容する運動部の構造の一端について読み解くことを目指した。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

{ 運動部 } { 体罰 } { 指導 }

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)**【研究の背景】**

これまでの運動部における体罰問題に関する先行研究においては、教員志望である教育学部に所属している大学生に対して、体罰行為の善悪の意識や、これまでに受けた体罰に対する考え方等の、個人の被体罰経験に着目し、体罰の実態を把握する研究はみられた。しかし、被体罰経験の有無や体罰行為の捉え方の違いという視点をもとにして、指導者との関係や部員のスポーツ観を検討した研究はあまりみられなかった。

【研究の目的】

そこで本研究では、大学バレーボール部の部員を調査対象とし、運動部の部員側から視点で、指導者からの体罰行為の捉え方や、指導者の指導行動に対する認識等について調査及び検討を行い、部員の指導者による体罰の捉え方の違いと、その捉え方の違いによる部員群の集団特性について明らかにし、運動部における体罰が指導の一環として許容される様相について検討することを目的とした。

なお、本研究でバレーボール部に着目した理由は、これまでに実施した研究代表者の研究において、バレーボール部に所属している学生の高校時の被体罰経験は他競技よりも多くみられたためである。

また、本研究における体罰の定義については、2013年の文部科学省通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」で定義づけられている、「指導者から部員(学校生徒)に対しての行為の中で、(1)身体に対する侵害を内容とする行為(殴る、蹴る、ペンを投げつける等)、(2)肉体的苦痛を与えるような行為(正座・直立不動等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる、トイレに行かせない、食事をとらせない等)の(1)(2)のいずれか、もしくは両方に該当する行為とした。

【研究方法】

本研究では、大学体育会バレーボール部に所属している部員に対する質問紙調査を実施し、その結果について統計分析を行うことで研究を行った。質問紙調査の概要は以下のとおりである。

- ・調査題目：「過去の運動部活動における体罰及び指導に関する調査」
- ・調査対象：全日本大学バレーボール連盟加盟の各地区1部校(2015-2016年シーズン)男子12大学(北海道1校、東北1校、関東5校、東海3校、中国1校、四国1校)、女子5大学(北海道1校、関東3校、九州1校)に所属しているバレーボール部員475名(有効回答数398部、回収率83.8%)。
- ・調査時期：2016年4月1日～6月30日頃まで
- ・調査方法：郵送法を用いた質問紙調査
- ・質問項目
 - 【調査対象者の基本的属性】・性別・学年・入試形態・出身高校の設置主体・競技経歴・競技レベル
 - 【体罰に関する基本的質問】・これまでの運動部における被体罰経験・今後の運動部での体罰の増減への考え
 - 【指導者の行為に対する評価】・指導者の体罰の捉え方(指導の一環であるか体罰であるかという認識)
 - 【指導者との関係について】・運動部と学校生活での指導者の態度の違いに関する認識・指導者との間の信頼関係
 - 【運動部空間の認識】・運動部空間と学校生活空間との違い
 - 【運動部に関する認識】・学校教育における部活動の立ち位置・自分の所属した運動部に関する自己評価
 - 【スポーツの価値】・スポーツにおいて重要なこと・スポーツ観について
- ・調査における倫理的配慮

本研究における倫理的配慮として、本研究における質問紙調査を実施するにあたっては、立教大学個人情報保護規程に即して実施し、調査対象者・団体等の匿名性に十分配慮し調査対象者の名誉やプライバシー等の人権を侵害することがないように心がけた。また、本調査依頼書には、本調査の目的・概要、調査によって得られた回答データはすべて統計的に処理され個人が特定されることは決してないこと、研究代表者の論文作成と学会発表以外には使用しないことについて明記した。

【サンプル特性】

調査結果のサンプル特性は、回答者の性別は男性73.4%、女性26.6%であり、現在所属している学部は、体育・スポーツ関係学部・学科52.8%、それ以外の学部・学科47.2%とほぼ半数程度となり、所属学部により偏りはみられなかった。部員の高校入試形態は、一般入試24.1%、スポーツ推薦入試68.4%、その他入試7.5%で、大学入試形態は、一般入試11.8%、スポーツ推薦入試75.3%、その他入試12.9%となり、多くの部員が高校と大学のそれぞれの入試において、スポーツ推薦で入学していたことがみられた。高校運動部の競技レベルは、全国レベル大会出場以上(「全国レベル大会出場」+「国際レベル大会出場」)56.6%、国内ブロックレベル大会出場以下(「大会出場経験なし」+「市町村レベル大会出場」+「都道府県レベル大会出場」+「国内ブロックレベル大会出場」)43.4%という結果となった。今回の調査対象である部員らが所属しているバレーボール部は、全国各地の1部リーグに所属している強豪大学であるため、半数以上の部員らが高校時に全国レベル大会出場以上という、高い競技成績を残している結果がみられた。

研究成果の概要 つづき**【研究の結果および考察】**

まず、高校バレーボール部における部員の被体罰経験の実態を確認するために、所属していた部の指導者から受けていた体罰の頻度について検討した。その結果、指導者からの体罰を「日常的に受けていた」11.6%、「数度受けたことがある」30.5%、「一度だけ受けたことがある」5.8%、「受けたことはない」52.1%という結果となった。指導者からの被体罰経験を有する（「日常的に受けていた」＋「数度受けたことがある」＋「一度だけ受けたことがある」の合計）と回答した部員の割合は47.9%で、複数回以上体罰を受けていたと回答した割合（「日常的に受けていた」＋「数度受けたことがある」の合計）は42.1%となり、強豪校のバレーボール部においては、いまだに日常的な体罰が発生している様相を見て取ることができるといえる。

次に、指導者からの体罰の捉え方について検討したところ、指導者からの体罰を運動部指導の一環として捉えている割合は、高校入学時75.8%、高校卒業時77.5%、現在73.2%となり、体罰を文字通り罰として捉えている割合は、高校入学時24.2%、高校卒業時22.5%、現在26.8%となり、高校バレーボール部における指導者からの暴力行為について多くの部員が高校入学時から、体罰というよりも指導の一環として受容する意識を有している様相が看取された。また、運動部における体罰に対する考え方についても検討を行った。その結果、「体罰はいかなる時も許されない」とする、運動部における体罰を強固に否定する考え方をしている部員の割合は、高校入学時17.1%、高校卒業時18.1%、現在27.0%という結果となった。この結果にみられるように、体罰を否定する意識を有する部員の割合は低く、多くの部員らは、体罰を受け入れるべき、もしくは考えたことがないという意識を有している状況であることがみられた。

次に、体罰を指導の一環と捉えている群（以下、「指導の一環群」とする）と、体罰を文字通り罰として捉えている群（以下、「文字通り罰群」とする）とに分け分析を行った。指導者との信頼関係について質問したところ、指導の一環群の91.5%が指導者との間に信頼関係を築くことができたと評価しており、文字通り罰群では68.4%であったことと比較すると0.1%水準で有意差が認められた。同様に、指導者および指導方法に対する満足度について検討したところ、いずれの項目においても、指導の一環群の方が高い満足度を示す結果がみられ、指導の一環群の部員らが、指導者に対する強い肯定的な意識を有している様相が看取された。両群とスポーツ観との関係について検討した結果、「勝負には勝たねばならない」という勝利を求める意識については、指導の一環群92.5%、文字通り罰群89.4%という結果となり差は認められなかったが、これは今回の調査対象の部員らが高い競技レベルで競技を行ってきたことが関係していると考えられる。一方、「監督やコーチの命令には全面的に従うべきだ」（指導の一環群の賛成60.3%、文字通り罰群の賛成45.2%）、「スポーツ技能の向上のためにきびしく鍛錬すべきである」（指導の一環群の賛成92.9%、文字通り罰群の賛成85.2%）、「スポーツでは、倒れるほど練習することが大切である」（指導の一環群の賛成44.3%、文字通り罰群の賛成35.1%）のスポーツ観については、いずれの項目でも5%水準で有意差が認められた。

ここまで挙げた本研究の結果を要約すると、高校バレーボール部における、指導者からの被体罰経験を有する部員の割合は47.9%であり、被体罰経験を有すると回答した部員の多くが複数回以上の被体罰経験を有していた。指導者による体罰の捉え方に関する意識として、体罰を罰ではなく、指導の一環と捉える意識は、入部当初に比べ、卒業時により高い割合を示しており、高校運動部での活動を通して体罰を指導の一環として捉え体罰を許容する傾向が強くなっていた。また、部員にとって運動部における体罰は、完全に否定されるべきものではなく、受け入れられるべきもの、もしくはあまり関心のない問題と捉えている様相が看取された。次に部員を体罰の捉え方によって、指導者による体罰を運動部指導の一環として捉える「指導の一環群」と、文字通り罰として捉える「文字通り罰群」とに分けて分析を行った。指導者との関係という点に着目した結果、指導者との信頼関係や指導者への評価、指導方法への評価等の点で、指導の一環群は、指導者を肯定的に捉えている様相が看取された。スポーツ観という視点で検討すると、両群間で勝つことに対する意識では差はみられなかったが、指導の一環群は、指導者の指示に対する従事意識、スポーツに対して厳しい態度で臨むことに関しては統計的な有意差が認められた。以上の結果から、運動部指導者からの体罰を指導の一環と捉える部員群の特性として、スポーツに対してきわめて禁欲的に、全力を尽くすこと、指導者に絶対的に従うべきとする従属的な態度を有していることが示唆された。この部員群と指導者との間に強固な信頼関係の構築が成立していること、指導者との関係に対する高い満足度が醸成されているものと推察された。指導者に対して盲目的ともいえる程に、従属しようとする意識と態度が、運動部において指導者による体罰が、指導の一環として許容される空間形成の一助となっていることが示唆されたといえる。

以上が、本研究成果の概要である。

※この（様式2）に記入の成果の公表を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差し控え期間等を記入した調書（A4縦型横書き1枚・自由様式）を添付すること。

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

④ 日本体育学会第 67 回大会 (2016 年 8 月 24～26 日、於：大阪体育大学) において、「運動部員における体罰の捉え方及び意識変容に関する研究—大学バレーボール部員に対する高校運動部をめぐる回顧的調査から—」の題目で口頭発表を実施した。

④ 日本生涯スポーツ学会第 18 回大会 (2016 年 11 月 5 日、於：豊洲シビックセンター) において、「運動部員の体罰に対する捉え方の差異と集団特性に関する基礎的研究」の題目で口頭発表を実施した。